

伊達地方衛生処理組合建設事業に係る業務委託契約約款

令和7年10月1日告示第9号

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の仕様書、図面及び当該契約に係る質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令（地方公共団体の条例等を含む。以下同じ。）を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 前項の設計図書に明示されていないものがある場合には、委託者及び受託者が協議して定めるものとする。ただし、軽微なものについては、委託者の指示に従うものとする。
- 3 受託者は、常に善良なる管理者の注意をもって、契約書に記載する契約期間において、設計図書により日々履行することとされている業務又は指定する日までに履行することとされている業務について、設計図書に従い、それぞれ日々又は指定する日（以下「指定期日」という。）までに履行するものとし、委託者は、履行が完了した部分に係る委託料を支払う。
- 4 業務方法その他業務を履行するための方法（以下「履行方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、業務を完了（目的物の引渡しを含む。以下同じ。）するために必要な一切の手段は、受託者がその責任において定める。
- 5 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 6 この契約に定める催告、請求、通知、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 7 この契約の履行に関して委託者及び受託者の間で用いる言語は、日本語とする。
- 8 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 9 この契約の履行に関して委託者及び受託者の間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 10 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、この契約書又は設計図書に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。
- 11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 12 この契約に係る訴訟については、委託者の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 13 受託者が共同企業体を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- 14 受託者が、法人又は組合の代表者名義をもって契約している場合において、その代表者に変更があったときは、速やかにその名義変更に係る登記事項証明書その他のこれを証する書面を添えて、その旨を委託者に届け出なければならない。

(関連業務の調整)

第2条 委託者は、受託者の履行する業務及び委託者の発注に係る第三者の履行する他の業務等が履行上密接に関連する場合において必要があるときは、その履行につき調整を行うものとする。この場合においては、受託者は、委託者の調整に従い、第三者の行う業務等の円滑な履行に協力しなければならない。

(委託料内訳書、工程表等)

第3条 受託者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、委託料内訳書及び工程表を作成し、委託者に提出し、承認を受けなければならない。ただし、委託料内訳書及び工程表は、この約款に定める場合を除き、委託者及び受託者を拘束するものではない。

2 受託者は、業務に着手したときは、着手届をもって7日以内に委託者に提出しなければならない。

3 前2項に規定する委託料内訳書、工程表及び着手届は、委託者が必要としないときは、提出を省略することができる。

(契約の保証)

第4条 受託者は、委託料が300万円以上の契約であるときは、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を委託者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、委託者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 受託者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、委託者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受託者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

3 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、委託料の100分の10以上としなければならない。

4 受託者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第46条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

5 委託者が第39条及び第40条の規定により、この契約を解除したとき、又は受託者の責めに帰すべき事由によりこの契約がその効力を失ったときは、第3項の契約保証金は委託者に帰属するものとする。

6 委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託料の100分の10に達するまで、委託者は、保証の額の増額を請求することができ、受託者は、保証の額の減額を請求することができる。

7 第1項の規定により、受託者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除する。

8 第1項の規定にかかわらず、委託者が必要ないと認めた場合は契約保証金の納付を免除する。

9 契約保証金から生じた利子は、委託者に帰属するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受託者は、書面による委託者の承諾を得ないで、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することはできない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受託者は、この契約について委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

2 受託者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、書面による委託者の承諾を得なければならない。ただし、委託者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

3 受託者は、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項を、委託者に通知しなければならない。

(下請負者の通知)

第7条 委託者は、受託者に対して、下請負者の商号又は名称その他必要な事項の通知を求めることができる。

(特許権等の使用)

第8条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその材料、履行方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第9条 委託者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 契約の履行についての受託者又は受託者の管理技術者に対する指示、承諾又は協議

(2) 設計図書に基づく業務の履行のための詳細図等の作成及び交付又は受託者が作成したこれらの詳細図書の承諾

(3) 設計図書等に基づく工程の管理若しくは立会い又は業務の履行状況の検査若しくは材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

(4) 関連する2以上の業務における工程等の調整

- 3 委託者は、2人以上の監督員を置き、前項の規定による権限を分担させたときは、それぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあっては、当該委任した権限の内容を、書面により受託者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示及び承諾は、原則として書面により行わなければならない。
- 5 この約款に定める委託者に対する請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

(管理技術者等)

第10条 受託者は、次に掲げる者を定め、管理技術者及び技術者等届を委託者に提出しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 管理技術者(受託者が自ら権限を行使する場合を含む。以下同じ。)

(2) 関係法令の規定による技術者(以下「技術者」という。)

2 管理技術者は、業務の円滑な管理運営に努め、現場を総括する。

3 管理技術者及び技術者は、これを兼ねることができる。

(照査技術者)

第11条 受託者は、必要と認めるときは、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を書面で委託者に通知しなければならない。照査技術者を変更したときも、同様とする。

2 照査技術者は、前条第1項に規定する管理技術者及び技術者と兼ねることができない。

(履行報告)

第12条 委託者は、必要と認めるときは、受託者に対して契約の履行状況等について報告を求めることができる。

(関係者に関する措置の請求)

第13条 委託者は、管理技術者がその職務(技術者と兼任している管理技術者にあってはその職務を含む。)の執行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとることを請求することができる。

2 委託者は、技術者(管理技術者を兼任する者を除く。)その他受託者が契約を履行するために使用している下請負者、労働者等で業務の履行又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置をとることを請求することができる。

3 受託者は、前2項の請求を受けた場合は、その内容を審査し、請求を受理した日から10日以内に、当該請求に対する対応を書面により委託者に通知しなければならない。

4 受託者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、委託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとることを請求することができる。

5 委託者は、前項の請求を受けた場合は、その内容を審査し、請求を受理した日から10日以内に、当該請求に対する対応を書面により、受託者に通知しなければならない。

(貸与品等)

第 14 条 委託者が受託者に貸与し、又は支給する機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、貸与品等の引渡しに当たっては、受託者の立会いのうえ、委託者の負担において、当該貸与品等进行检查しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適當でないと認めたときは、受託者は、その旨を書面により直ちに委託者に通知しなければならない。
- 3 受託者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、7 日以内に委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受託者は、貸与品等の引渡しを受けた後、当該貸与品等に第 2 項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵（かし）があり使用に適當でないと認めたときは、その旨を直ちに委託者に通知しなければならない。
- 5 委託者は、第 2 項後段又は前項に規定する措置をとった場合は、必要に応じて履行期間若しくは委託代金額を変更し、又は受託者に損害を賠償しなければならない。この場合においては、第 18 条第 1 項後段、第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。
- 6 受託者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 7 受託者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を委託者に返還しなければならない。
- 8 受託者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品を滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め若しくは支給材料又は貸与品を原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 9 受託者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

（用地の確保等）

第 15 条 委託者は、設計図書において定められた業務の履行上必要な用地（以下「業務用地等」という。）を受託者が履行上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受託者は、確保された業務用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 業務の完了、設計図書の変更等によって業務用地等が不用となった場合において、当該業務用地等を受託者が所有し、又は管理する材料、機械器具、仮設物その他の物件（下請負者が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、当該業務用地等を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。
- 4 受託者が正当な理由なく、前項の義務を履行しないときは、委託者は、受託者に代わってこれを執行することができる。この場合において、受託者は、委託者の執行に対し、異議を申し出ることができず、また、これに要した費用を負担しなければならない。
- 5 委託者は、受託者の意見を聴いて、第 3 項に規定する受託者がとるべき措置の期限、方法等を指定するものとする。

（設計図書不適合の措置）

第 16 条 受託者は、業務の内容が設計図書又は委託者の指示若しくは委託者との協議の内容に適合しない場合において、監督員がその補修を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が委託者の指示によるときその他委託者の責に帰すべき事由によるときは、委託者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第 17 条 受託者は、業務の履行にあたり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに書面により監督員に通知し、その確認を求めなければならない。

- (1) 設計図書の内容が一致しないこと。
 - (2) 設計図書に誤り又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
 - (5) 設計図書で明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を求められたとき又は自ら前項に規定する事実を発見したときは、受託者の立会いのうえ、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 委託者は、調査の結果（これに対して講じるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、その結果を調査終了後 14 日以内に受託者に通知しなければならない。この場合において、委託者は、措置の内容を決定するときは、受託者の意見を聴かなければならない。
- 4 委託者は、第 2 項に規定する調査の結果、第 1 項に規定する事実が確認された場合においては、必要に応じて履行内容の変更又は設計図書の訂正を行わなければならない。この場合において、委託者は、第 1 項第 4 号又は第 5 号の規定に該当して履行内容を変更し、かつ、目的物の変更を伴わないときは、受託者と協議のうえ、履行内容の変更又は設計図書の訂正を行うものとする。
- 5 次条第 1 項後段の規定は、前項の規定による履行内容の変更又は設計図書の訂正について準用する。

(契約の変更、中止等)

第 18 条 委託者は、必要があると認めるときは、契約変更通知書により受託者に通知することにより、契約内容を変更し、又は契約の全部若しくは一部の履行を一時中止させることができる。この場合において、委託者が必要があると認めるときは、次項及び第 3 項に規定するところにより、履行期間若しくは委託料を変更し、又は必要な費用等を委託者が負担するものとする。

- 2 履行期間又は委託料の変更は、委託者及び受託者が協議して行う。
- 3 委託者は、契約内容を変更し、又は契約の全部若しくは一部の履行を一時中止させたことにより、受託者が履行現場を維持し、若しくは労働者、機械器具等を保持するための費用その他の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし、又は受託者に損害を及ぼしたときは、必

要な費用を負担しなければならない。この場合において、委託者は、当該負担額を受託者と協議したうえで定めるものとする。

4 委託者は、次に掲げる理由により受託者が契約を履行できないと認めるときは、第1項の規定により契約の全部又は一部の履行を中止させなければならない。

(1) 業務用地等の確保等ができないとき。

(2) 天災その他の不可抗力により目的物等に損害を生じ、又は履行現場の状態が変動したとき。

(受託者の請求による履行期間の延長)

第19条 受託者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連業務の調整への協力その他受託者の責めに帰すことができない理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、委託者に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により履行期間の延長を求めることができる。

2 委託者は、前項の書面の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、履行期間を延長するものとする。この場合において、委託者は、履行期間の延長の日数を受託者と協議して決定し、書面により受託者に通知しなければならない。

(委託者の請求による履行期間の短縮等)

第20条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、受託者に対して書面により履行期間の短縮を請求することができる。

2 前条第2項の規定は、前項に規定する履行期間の短縮について準用する。

3 委託者は、この約款の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、受託者と協議のうえ通常必要とされる履行期間の延長を行わないことができる。

4 前3項の規定により契約期間を変更した場合において、委託者が必要と認めるときは、受託者と協議のうえ、委託料を変更するものとする。

(賃金又は物価の変動に基づく委託料の変更)

第20条の2 特別な要因により、履行期間内に日本国内において賃金水準、物価水準又は主要な材料の価格に著しい変動を生じ、業務委託料が不適當となったときは、委託者又は受託者は、業務委託料の変更を請求することができる。

2 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務委託料が著しく不適當となったときは、委託者又は受託者は、前項の規定にかかわらず、業務委託料の変更を請求することができる。

3 前2項の場合において、業務委託料の変更額については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、委託者が定め、受託者に通知する。

4 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が第1項又は第2項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

(臨機の措置)

第 21 条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受託者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他業務の履行上特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受託者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受託者が委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、委託者が負担する。

(一般的損害)

第 22 条 目的物の引渡し前に、業務目的物又は履行材料について生じた損害その他業務の履行に関して生じた損害（次条第 1 項若しくは第 2 項又は第 24 条第 1 項に規定する損害を除く。）については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害（第 37 条の規定により付された保険等により補填された部分を除く。）のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第 23 条 業務の履行により第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち委託者の責に帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、業務の履行に伴い通常避けることができない理由により第三者に損害を及ぼしたときは、委託者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち業務の履行につき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者が負担する。

3 前 2 項の場合又はその他業務の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者及び受託者が協力してその処理解決にあたるものとする。

(不可抗力による損害)

第 24 条 目的物の引渡し前に、天災その他の不可抗力（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）により、目的物、仮設物、作業現場に搬入済の機械器具に損害が生じたときは、受託者は、その事実の発生後直ちにその状況を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の規定による損害（受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくものを除く。以下この条において同じ。）の状況を確認し、その結果を書面により受託者に通知しなければならない。

3 受託者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、委託者に対し、書面により損害の費用の負担を求めることができる。

4 委託者は、前項の規定により受託者から委託料の変更又は損害額の負担の請求があつたときは、当該損害の額（目的物、仮設物、現場搬入済みの材料若しくは機械器具であつて、検査又は立会いその他受託者の履行に関する記録等により確認することができるものに限る。）及び

当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下この条において「損害合計額」という。）から委託料の 100 分の 1 を超える額を差し引いて得た額を負担しなければならない。

5 損害合計額は、次の各号の損害に応じ、当該各号に定めるところにより、委託者及び受託者が協議して定める。

(1) 目的物に関する損害 損害を受けた目的物に相当する委託代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 仮設物又は機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務の履行により償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における目的物に相当する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より小額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 第 4 項の規定は、第 1 項に規定する損害が数次にわたり生じた場合における 2 回目以降の損害合計額の負担について準用する。この場合において、第 4 項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「委託料の 100 分の 1 を超える額」とあるのは「委託料の 100 分の 1 を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と読み替えるものとする。

（委託料の変更に代える履行内容の変更）

第 25 条 委託者は、第 9 条、第 14 条、第 16 条から第 18 条まで、第 20 条から第 22 条まで、前条又は第 28 条の規定により委託料を増額すべき場合（費用を負担すべき場合を含む。）において、特別の理由があるときは、委託料の増額の全部又は一部に代えて履行内容を変更することができる。この場合において、変更すべき履行内容は、委託者及び受託者が協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が前項の委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

（検査及び引渡し）

第 26 条 受託者は、業務が完了したときは、完成届を委託者に提出しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による完成届の提出を受けたときは、その日から起算して 10 日以内に委託者の指定する検査職員（以下「検査員」という。）により、受託者の立会いのうえ業務の完了を確認するための検査を完了しなければならない。

3 前項の場合において、受託者の事務所等が不明その他の事由により立会いを求めることができないとき又は立会いを求めても立ち会わないときは、立会いのないまま検査を行い、受託者は当該検査の結果に異議を申出ることができない。

4 受託者は、第 2 項の規定による検査の結果、委託者から業務の手直しを求められたときは、指定された期日までに当該手直しを完了し、再検査を受けなければならない。

5 第 1 項及び第 2 項の規定は、前項に規定する手直しの完了及び再検査の場合に準用する。

- 6 第2項の検査の合格をもって、この契約における目的物は、特に定めがあるものを除き、委託者の所有に移転するものとする。

(委託料の支払)

第27条 受託者は、目的物が前条第2項の規定による検査に合格したときは、書面により委託料の支払を請求することができる。

- 2 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない。
- 3 委託者がその責に帰すべき理由により前条第2項の規定による期間内に検査を行わないときは、その期間を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の規定による期間（以下「約定期間」という。）の日数から差引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第28条 委託者は、第26条第6項の規定による引渡し前においても、目的物の全部又は一部を受託者の書面による同意を得て使用することができる。

- 2 委託者は、前項の規定により目的物を使用する場合は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 委託者は、第1項の規定により目的物を使用して受託者に損害を及ぼし又は受託者の費用が増加したときは、その損害を賠償し又は増加費用を負担しなければならない。この場合において、委託者は、賠償額又は負担額を受託者と協議のうえ定めるものとする。

(前金払)

第29条 委託者は、委託料が300万円以上の場合に限り、必要と認めるときは、受託者に対し、予算の範囲内において、委託料の10分の3に相当する額以内の前払金を支払うことができる。

- 2 受託者は、当該前払金を受けようとするときは、保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）と、履行期限を保証期限とし、同条第5項に規定する保証契約（以下単に「保証契約」という。）を締結して、委託者に対して前項に規定する額以内の前払金の支払を請求することができる。
- 3 受託者は、前項の規定により保証契約を締結したときは、速やかに当該保証証書を委託者に寄託しなければならない。
- 4 受託者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、委託者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受託者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 5 委託者は、前払金の支払の請求を受けた場合は、その内容を審査し、前払金を支払うことを決定したときは、当該請求書の提出を受けた日から30日以内に支払わなければならない。

(変更契約に伴う前払金の増減)

第30条 受託者は、契約内容の変更その他の理由により委託料が著しく増額された場合において、その増額後の委託料に前条第1項で規定する率に相当する額から受領済みの前払金を差し引いた額に相当する額以内の前払金の支払を請求することができる。

- 2 受託者は、前項の規定による前払金を受けようとするときは、公共工事前払金申請書を委託者に提出しなければならない。
- 3 委託者は、前項の申請書の提出を受けた場合は、申請内容を審査のうえ前払金額を決定し、受託者に通知しなければならない。
- 4 受託者は、前項の規定により前払金を支払う通知を受けたときは、保証契約を保証事業会社と締結して、当該決定金額以内で前払金の支払を請求することができる。
- 5 前条第4項の規定は、前払金の増額について準用する。
- 6 委託者は、契約内容の変更その他の理由により委託料に減額があった場合において、支払済みの前払金が減額後の委託料に対して10分の4に相当する額を超過したときは、特に必要と認める場合に限り、超過額を返還させることができる。この場合において、受託者は請求があった日から30日以内に当該超過額を返還しなければならない。
- 7 委託者は、受託者が前項後段の規定による期間内に超過額を返還しなかったときは、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、遅延利息の支払を請求することができる。
- 8 第46条及び第47条の規定は、前項に規定する遅延利息の額について準用する。
(前払金保証契約の変更)

第31条 受託者は、前条第1項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ保証契約を変更し、変更後の保証証書を委託者に寄託しなければならない。

- 2 受託者は、前項に規定する場合のほか、前条第6項の規定により委託料を減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を速やかに委託者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
(前払金の使用等)

第32条 受託者は、第29条及び第30条の規定により支払われた前払金をこの業務の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料又は保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に使用してはならない。
(部分引渡し)

第33条 第26条及び第27条の規定は、目的物について委託者が設計図書において業務の完了前に引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）の履行が完了したときの手続について準用する。

- 2 前払金の支払を受けている場合において、前項の規定により準用される第27条第1項の規定により請求することのできる額は、指定部分に対する委託料相当額から、前払金額に当該指定部分の契約全体に対する割合を乗じて得た金額を控除した額とする。
(前払金等の不払に対する受託者の業務中止)

第 34 条 受託者は、委託者が第 29 条、第 30 条若しくは前条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を求めたにもかかわらず、支払をしないときは、業務の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合において、受託者は、遅滞なくその理由を明示した書面によりその旨を委託者に通知しなければならない。

2 第 18 条第 3 項の規定は、前項の規定により受託者が業務の履行を中止した場合について準用する。

(契約不適合責任)

第 35 条 委託者は、引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、委託者は履行の追完を請求することができない。

(談合その他不正行為による解除)

第 36 条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令）が確定したとき。

(2) 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）において刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合において、受託者は、委託料の額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として委託者の指定する期限までに支払わなければならない。当該契約を履行した後も同様とする。

(賠償額の減免)

第 37 条 委託者は、受託者の独占禁止法第 62 条第 1 項による納付すべき課徴金の額が同法第 7 条の 2 第 10 条から第 12 条までの規定により減免されたときは、前条第 1 項に規定する賠償金の額に当該減免率を乗じて得た額を当該賠償金の額から減額することができる。

(委託者の任意解除権)

第 38 条 委託者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第 40 条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(委託者の催告による解除権)

第 39 条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

- (2) 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 正当な理由なく、第 35 条の履行の追完がなされないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第 40 条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 5 条の規定に違反して業務委託債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受託者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約の目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (8) 第 42 条又は第 43 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団若しくは暴力団に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 41 条 第 39 条各号又は前条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(受託者の催告による解除権)

第 42 条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受託者の催告によらない解除権)

第 43 条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 18 条の規定により業務の内容を変更したため業務委託料が 3 分の 2 以上減少したとき。
- (2) 第 18 条の規定による業務の中止期間が契約期間の 10 分の 5 (契約期間の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月) を超えたとき。ただし、中止が業務の内容の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務の内容が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 44 条 第 42 条又は前条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(契約解除の場合の措置)

第 45 条 第 38 条、第 39 条、第 40 条、第 42 条及び第 43 条の規定によりこの契約を解除した場合において、既成部分及び材料で出来形部分検査に合格したものがあるときは、受託者と協議のうえ当該部分を委託者の所有とすることができる。

- 2 前項に規定する出来形部分検査において、委託者は、必要があると認められるときは、その理由を受託者に通知して、既成部分を最小限度破壊して検査することができる。この場合、検査又は復旧に直接要する費用は、受託者の負担とする。
- 3 委託者は、第 1 項の規定により委託者の所有に移転したときは、これに相当する委託代金を第 27 条の規定を準用し、受託者に支払うものとする。この場合において、第 29 条の規定による前払金 (第 30 条の規定により前払金を変更したときは、変更後の額) があつたときは、当該前払金の額を前段の委託料から控除するものとする。
- 4 受託者は、前項後段の規定による控除後において、受領済みの前払金に余剰がある場合で、解除が第 36 条、第 38 条及び第 40 条の規定によるときは、その余剰額に前払金の支払の日から返納の日までの日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律 (昭和 24 年法律第 256 号) 第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額 (100 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。) の利息を付した額を、解除が第 42 条及び第 43 条の規定によるときは、その余剰額を委託者に返還しなければならない。
- 5 受託者は、契約が解除された場合においては、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 第 14 条の規定による貸与品があるときは、当該貸与品を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受託者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、

代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- (2) 業務用地等に、受託者が所有又は管理する業務材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負者の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、業務用地等を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。

- 6 委託者は、前項第2号の場合において、受託者が正当な理由がなく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は業務用地等の修復若しくは取り片付けを行わないときは、受託者に代わって当該物件を処分し、業務用地等を修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合において、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。

- 7 第5項第1号前段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第39条、第40条又は次条第3項の規定によるときは委託者が定め、第38条、第42条又は第43条の規定によるときは受託者が委託者の意見を聴いて定めるものとし、第5項第1号後段及び第2号に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

（委託者の損害賠償請求等）

第46条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
 - (2) この目的物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第39条又は第40条の規定により、目的物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するとき、前項の損害賠償に代えて、受託者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第39条又は第40条の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 目的物の引渡し前に、受託者その債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能になったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受託者について更生続き開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項第2号の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相当する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）
- 6 第2項の場合（第40条第7号及び第9号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金にあてることができる。

（受注者の損害賠償請求等）

第47条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- （1）第42条又は第43条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- （2）前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第27条の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第48条 委託者は引き渡された目的物に関し、引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、委託者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受託者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 委託者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）のうちに契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間のうちに請求等をしたものとみなす。

- 5 委託者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 委託者は、目的物の引渡し後の際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、受託者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 引き渡された目的物の契約不適合が支給材料の性質又は委託者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、委託者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受託者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第49条 受託者は、契約の履行にあたって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

- 2 前項の規定は、この契約が終了した後についても適用する。

(個人情報の保護)

第50条 受託者は、契約の履行にあたって個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

(その他)

第51条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて、委託者及び受託者が協議して定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。